

地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（第1回）

議 事 次 第

令和5年6月8日（木）
13:00～15:00
W e b 会 議

（議事次第）

1. 開会
2. 検討状況・検討会の進め方について
3. eLTAX を活用した公金収納に係る民間事業者・金融機関のニーズ等について
 - ・日本経済団体連合会からのヒアリング
 - ・全国銀行協会からのヒアリング
 - ・ゆうちょ銀行からのヒアリング
 - ・日本マルチペイメントネットワーク運営機構からのヒアリング
4. 意見交換
5. 閉会

（配付資料）

- | | |
|-----|----------------------------|
| 資料1 | 開催要綱 |
| 資料2 | 地方公共団体の公金収納に係るeLTAXの活用について |
| 資料3 | 日本経済団体連合会提出資料 |
| 資料4 | 全国銀行協会提出資料 |
| 資料5 | ゆうちょ銀行提出資料 |
| 資料6 | 日本マルチペイメントネットワーク運営機構提出資料 |

地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会 開催要綱

1. 趣旨・目的

「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和5年3月30日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）では、地方公共団体（都道府県及び市区町村をいう。以下同じ。）が収入する公金（地方税以外の公金をいう。以下同じ。）については、地方公共団体の判断により、eLTAX（地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステム）を活用する方法で地方税共同機構にその収納の事務を行わせることができるものとし、住民・民間事業者等のニーズを踏まえた様々な公金納付の場面においてこの方法を活用することができる環境整備を図るものとされている。また、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとするものの納付について、地方公共団体が共通の仕組みにより eLTAX を活用できるようにすることについて検討を行うこととされている。

その上で、地方公共団体等の意見を聞きながら具体化に向けた検討を進めるものとし、令和5年度上期に実施方針を決定し、当該実施方針に基づき所要の立法措置を講じることを目指すこと、eLTAX や地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期にも留意して、遅くとも令和8年9月には eLTAX を活用した公金収納を開始することを目指すこととされている。

こうした状況を踏まえ、関係者において、地方公共団体への公金納付のデジタル化に向け、eLTAX を活用した収納を行う公金の範囲や必要なシステム改修等について検討を行うため、地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（以下「検討会」という。）を開催するものとする。

2. 検討事項

検討会においては、地方公共団体への公金納付のデジタル化に向け、eLTAX を活用した収納を行う公金の範囲や必要なシステム改修等について検討する。

3. 検討会構成員

【メンバー】

所属	内訳
地方公共団体関係	富山県、福岡県、さいたま市、弘前市、多可町
金融機関関係	全国銀行協会、ゆうちょ銀行
事業者関係	日本マルチペイメントネットワーク運営機構
国等	総務省自治行政局行政課・住民制度課デジタル基盤推進室・自治税務局企画課電子化推進室、地方税共同機構

【オブザーバー】

所属	内訳
地方公共団体関係	全国知事会、全国市長会、全国町村会
ベンダー	日本電気、日立システムズ、日立製作所、富士通 Japan、オーイーシー、KCC、NTT データ、TKC
国等	デジタル庁

4. 運営

本検討会の事務局は、総務省自治行政局行政課が担う。

5. その他

本検討会は非公開とする。

資料及び議事要旨は原則公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合など、検討会において必要と認める場合については非公開とする。

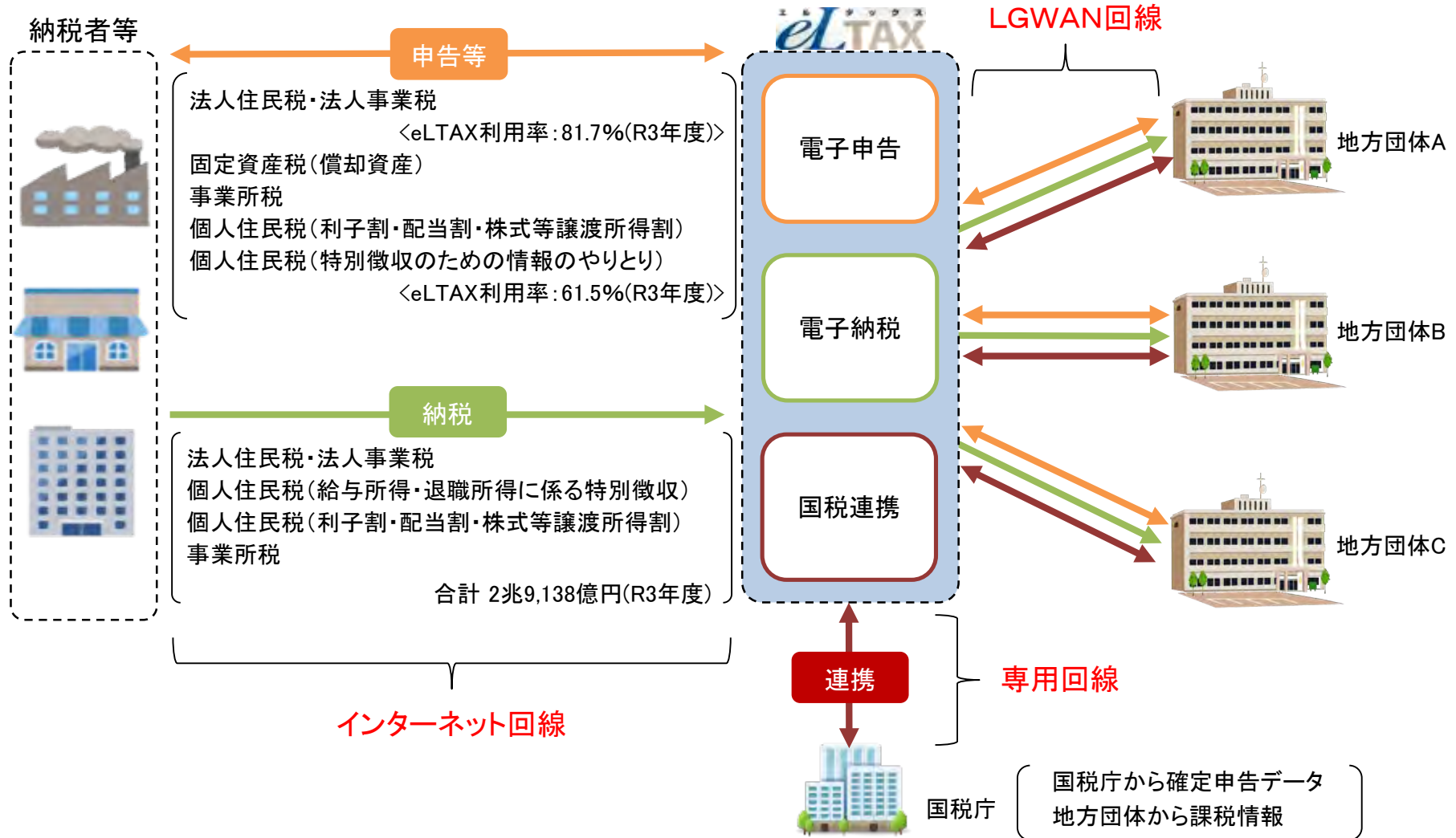
以 上

地方公共団体の公金収納に係る eLTAXの活用について

総務省自治行政局行政課

eLTAX(エルタックス)について

- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続きを電子的に行うシステム。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。
- 地方共同法人である地方税共同機構が管理・運営。

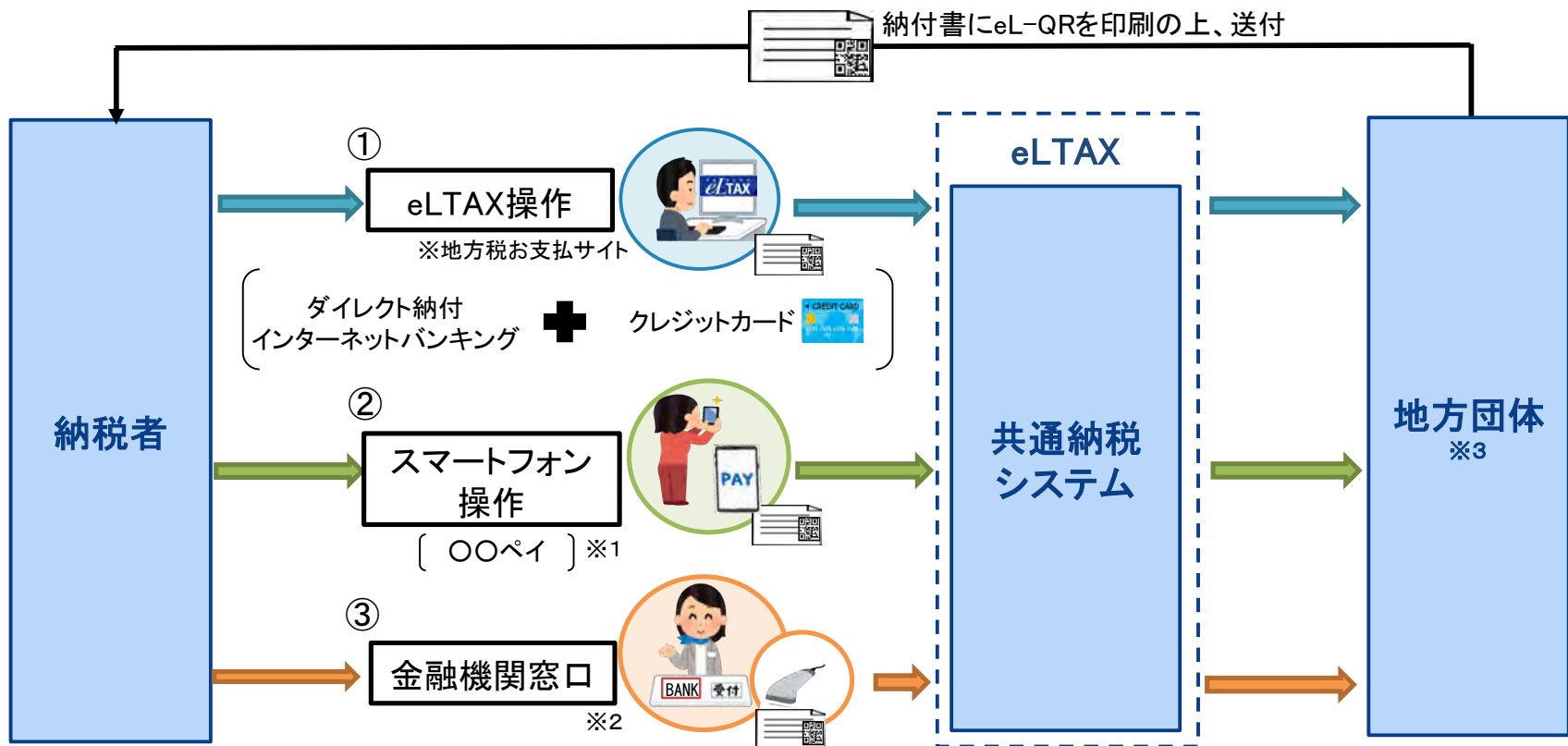


地方税統一QRコード(eL-QR)の活用による地方税の電子納付について

- 令和5年4月から、地方税の納付について「地方税統一QRコード(eL-QR)」を用いた仕組みを導入し、
 - ① eLTAX操作による電子納付
 - ② スマートフォン操作による電子納付
 - ③ 金融機関窓口における納付受付後の事務処理への活用を開始。

※対象税目：固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割(他の税目についても、可能な限り活用)

- また、納付手段についても、従来の金融機関経由のダイレクト納付(口座引き落とし)やインターネットバンキングに加え、「クレジットカード」や「スマートフォン決済アプリ」による納付が可能。



※1：利用可能なスマートフォン決済アプリ：R5.6月末までに、20以上のアプリが順次対応予定

※2：eL-QR対応可能金融機関：都市銀行・地方銀行・ゆうちょ銀行(R5.5～)・信用金庫・労働金庫等372機関

※3：eL-QR活用地方団体：1,777団体(47都道府県、1,730市区町村)

地方税における eL-QR導入のメリットについて

○ 地方税における地方税統一QRコード(eL-QR)導入の主なメリットは以下のとおり。

従来

納税者

- 地方団体によって利用可能な納付手段が異なっており、納付先の地方団体ごとに対応を変えることが必要。
- 合計税額をまとめて複数団体に納付できる税目が、法人二税等一部の税目に限られており、固定資産税や自動車税種別割のような賦課税目では対応できない。

金融機関

- 指定金融機関契約等のある地方団体の納付書であるかどうかを窓口で確認したうえで、納付書の受付の可否を判断することが必要。
- 窓口収納後、紙の領収済通知書を地方団体ごとに仕分けて送付するなどの事務が繁雑。

地方団体

- 指定金融機関等から回付される紙の領収済通知書と口座への入金情報を突合・確認した上で、消込作業が必要。
- 電子収納を実現するためには、各金融機関・決済事業者と個別に契約等を行うことが必要。

eL-QR
導入

eL-QR導入後 (R5.4以降)

納税者

- 全国どの地方団体の納付書であっても、eL-QRを用いて、同一の納付手段により納付することが可能。
- 固定資産税等の賦課税目についても、eLTAXに新設した「地方税お支払サイト」からワンストップで複数団体・複数税目のまとめ納付が可能。

金融機関

- 全国どの地方団体の納付書であっても、窓口で受け付けることが可能。
- eL-QRを用いて納付・入金情報がeLTAX経由で地方団体に電子的に送付されるため、紙の領収済通知書の仕分け・送付作業が不要。

地方団体

- 納付情報・入金情報がeLTAX経由で電子的に送付されるため、消込作業の効率が向上。
- 個別に金融機関・決済事業者と契約等を行うことなく電子収納可能。

地方公共団体の公金収納に係るeLTAXの活用について

検討の背景

- 地方公共団体の公金収納については、現行においても、各地方公共団体の判断により、指定納付受託者制度（地方自治法 §231の2の2）を活用して、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ等を利用した決済方法を導入することができる。
- 他方、地方税については、これらに加えて全国共通の仕組みとして納付書に付された地方税統一QRコードを読み取ることで、eLTAXを活用した収納が可能。
(例えば、事業者が全国に保有する土地等に係る固定資産税について、当該土地等の所在市町村の個別の納付方法に限らず、全国共通の地方税統一QRコードを利用して統一の方法により納付することが可能。)
- 地方税以外の公金についても、地方公共団体における公金収納の事務の効率化・合理化や、住民・民間事業者による公金納付の利便性向上の観点から、上記の仕組みを活用した収納を可能とすべきとの声[※]がある。 ※ 全国銀行協会、日本経済団体連合会 等

取組状況

- デジタル庁及び総務省が立ち上げた各種公金に係る法令を所管する関係府省庁との連絡会議において、eLTAXを活用した公金収納を可能とするための取組方針を令和5年3月に決定。

【方針の概要】

遅くとも令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指し、地方公共団体等の意見を聞きながら、以下の取組を進める。

- ① 地方公共団体が、その判断により公金収納を地方税共同機構に行わせることを可能とするため、関係法令を改正。
- ② 公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものの納付について、地方公共団体が共通の仕組みによりeLTAXを活用できるようにすることを検討。
- ③ 地方公共団体による公金納付へのeLTAXの活用を促進するために必要な取組を行う。
- ④ その他、地方税共同機構におけるeLTAXのシステム改修や公金収納を行うための体制整備等、関係府省庁・関係機関等とともに連携・協力を図って公金収納の実現に向けた検討。

eLTAXの活用に向けたスケジュールのイメージ（案）

年度	法令改正	eLTAX・各地方公共団体の公金システムの改修等
令和4年度	<p>関係府省庁連絡会議の立ち上げ（令和4年12月）</p> <p>eLTAXを活用した公金収納の実現に向けた検討の方向性に係る方針の決定（令和5年3月）</p> <p>※令和5年度以降、本方針に対する地方公共団体の意見を聞いた上で、具体的実施方針を決定する。</p>	
令和5年度	<p>法令改正の検討 地方公共団体・関係府省庁との調整</p> <p>↓</p> <p>実施方針の決定</p> <p>↓</p> <p>税制プロセス・税制改正大綱 ※令和5年度税制改正大綱で検討方針記載済み</p> <p>↓</p> <p>法改正（令和6年通常国会） ※地制調答申（年末）関係と合わせての法改正を想定</p> <p>↓</p> <p>政省令改正</p>	<p>システム改修等の検討 （対象となる公金、実現方法等）</p> <p>（</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MPN推進協議会等との調整（各公金付番コードの設定等） ・金融機関との調整（eLTAX収納対応） ・J-LISとの調整（LGWAN回線の増強等） ・eLTAX改修の検討（納付情報の連携、基盤増強等） ・機構との調整（組織体制整備、規約整備、経費負担等） <p>）</p> <p>↓</p> <p>仕様調整</p> <p>↓</p> <p>令和7年度予算計上</p>
令和6年度		
令和7年度	<p>↓</p> <p>標準化移行期限が令和7年度末までとされていることに留意しつつ、eLTAXの次期更改に合わせて改修・運用開始</p> <p>※ e-TAX（国税）の更改と合わせて実施（e-TAX（国税）との間で新たな課税連携機能を構築することから、e-TAX（国税）と同時に更改することが必須）</p>	<p>システム改修 ※地方税共同機構によるeLTAX改修 各地方公共団体のシステム改修</p> <p>↓</p> <p>運用開始（令和8年9月）</p>
令和8年度	<p>改正法令施行（令和8年9月）</p> <p>※ 全国的に共通の取扱いとする必要がある公金については、eLTAXを活用した収納を地方公共団体に求めることとするが、全ての地方公共団体において公金システムの一定の改修を行う必要があることを踏まえ、当該取組の開始時期は別途検討する。</p>	

地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会【概要】

検討会の趣旨・目的等

- 「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和5年3月30日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）では、遅くとも令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指すこととされている。
- これを踏まえ、令和5年度上期に実施方針を決定し、eLTAXを活用した公金収納の範囲を決定することとなるが、地方公共団体を含む関係者の意見を踏まえて取組を進める必要があることから、本検討会を開催するもの。
- 本検討会では、eLTAXを活用した収納を行う公金の範囲等について検討を行う。

スケジュール（案）

日程	議題
	地方公共団体に公金収納の現状（件数・納付書の有無等）についてサンプル調査を依頼
第1回 （6月8日）	<ul style="list-style-type: none">○ 検討状況・検討会の進め方について○ eLTAXを活用した公金収納に係る民間事業者・金融機関のニーズ等について<ul style="list-style-type: none">・ 日本経済団体連合会からのヒアリング・ 全国銀行協会からのヒアリング・ ゆうちょ銀行からのヒアリング・ 日本マルチペイメントネットワーク運営機構からのヒアリング○ 意見交換
第2回 （6月29日）	<ul style="list-style-type: none">○ 地方公共団体のサンプル調査結果について○ 第1回検討会・サンプル調査結果を踏まえた論点整理○ eLTAXを活用した公金収納に係る論点等について<ul style="list-style-type: none">・ 地方税共同機構からのヒアリング○ 意見交換
第3回 （7月～8月頃）	<ul style="list-style-type: none">○ 基本的な方向性の取りまとめ

対象公金の範囲の決定に加えて、以下の観点で整理が必要

A公金：地方公共団体が「全国的に共通の仕組み」によりeLTAXを活用するもの

B公金：A公金以外で地方公共団体が任意にeLTAXを活用可能とするもの

參考資料

【参考】関係する計画等

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

II 1. (8) ・行政手続デジタル化の基盤整備

b デジタル庁と総務省は、共同で各種公金に係る法令を所管する関係府省の参加を得て、地方公共団体の公金納付のデジタル化の在り方について検討を行う体制を立ち上げる。検討の場においては、（略）eLTAX経由の収納の対象税目の拡大の状況等を踏まえ、地方公共団体（略）等の意見を聞きつつ、地方公共団体共通の仕組みの構築の可能性を含めて所要の制度的・システムの措置について検討し、公金納付のデジタル化の在り方について結論を得る。関係府省は、検討結果を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずる。

規制改革推進に関する中間答申（令和4年12月22日規制改革推進会議決定）（抄）

5. ウ 地方公共団体への税・公金納付のデジタル化

a デジタル庁及び総務省は、各種公金に係る法令を所管する関係府省庁との連絡会議を令和4年中に立ち上げ、公金収納に係る「地方公共団体共通の仕組みの構築」として、eLTAXの活用を含めた検討を行い、必要な立法措置及びその施行に係るスケジュールも含めた方針を令和4年度末までに決定する。当該決定した方針に基づき、各関係府省庁とも連携し、必要な法令改正等の所要の措置を講ずる。（略）公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについては、公金納付者がいずれの地方公共団体に対しても「地方公共団体共通の仕組み」によりオンラインで納付することができるよう、地方公共団体における当該仕組みの活用を促すことについて関係府省庁と協力して検討し、結論を得る。

令和5年度税制改正大綱（令和4年12月16日 自由民主党・公明党）（抄）

第一 5. (3) 税務手続のデジタル化・キャッシュレス化による利便性の向上

令和5年4月から地方税統一QRコード等を活用した地方税の納付が開始されることを踏まえ、地方税以外の地方公金に係るeLTAX経由での納付について必要な検討を進める。

公金納付のデジタル化

2023年6月8日

一般社団法人 日本経済団体連合会

本日の発表要旨

- 総務省はじめ関係省庁には、地方税のデジタル化および公金納付のデジタル化にご尽力いただき感謝
- 規制改革推進に関する答申（令和5年6月1日）の以下記述を歓迎

- ✓ 遅くとも令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始する
- ✓ 全国共通の取扱いとする必要があるものについて、公金納付者がいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用して納付を行い関係者の業務効率化を図ることができるようにするため、その公金収納の開始時期等の検討を速やかに行い、一定の結論を得る。
- ✓ 納付のみにとどまらず、納付通知から納付までを全て電子的に対応することについても検討を進める必要がある。

(要望)

- 特に道路占用料、行政財産使用料について、企業の選択により、全自治体に対し、速やかにeLTAXを活用して納付できることとすべき（遅くとも令和8年9月に納付開始）。
- 最終的には、できるだけ早期に通知から納付までの完全電子化を進めていただきたい。

道路占用料、行政財産使用料の電子化

全国的に取扱件数が多く、インフラ系の企業を中心に多量の処理が必要となるため、電子化のニーズがとりわけ高い。全面デジタル化の恩恵はなお大きい

● 道路占用料

枚数：上位10社の合計で約12万枚（年間）

→通信、送配電、ガスなどの業界で処理件数が多い。

主な用途：電柱、携帯基地局設備等（通信）、ガス供給導管埋設等（ガス）

電柱・架空電線路・地中電線路等の送配電設備等（送配電）

対象自治体数：おおむね日本全国全自治体（1,718）と見られる

→通信網、送配電網が整備されていない自治体は存在しないものと想定

● 行政財産使用料

枚数：上位10社の合計で約7万枚（年間）

→道路占用料同様に、通信、送配電、ガスなどの業界で処理件数が多い。

主な用途：道路占用料と同一（場所が道路上か、地方自治体所有の土地か等の差異）

対象自治体数：おおむね日本全国全自治体（1,718）と見られる

（出所）経団連会員企業調査（5月）。次頁も同様。但しサンプル数は限定的なので参考値

その他の公金

- また、道路占用料・行政財産使用料以外にも、特に同様の**占用関係の各種公金**について、電子化を求める声がある。

✓ 占用関係の各種公金：河川占用料、港湾使用料、公園占有料、
法定外公共物占用料 等

枚数：送配電などを中心に合計で約1万枚（年間）

主な用途：電柱・架空電線路・地中電線路等の送配電設備等

※こちらも設備等の設置費用である点は同様。

設置個所により公金納付種類が異なる。

道路占用料・行政財産使用料と同種の支払いであり、
並行しての全国一律の電子化をご検討いただきたい。

✓ その他処理件数の多い公金

・水道料金関係（工業用水使用量を含む）：合計3,000件程度 他

公金納付プロセスのデジタル化に向けて

● 電子化をすることで具体的に挙げられるメリット

- ✓ テレワーク、ペーパーレス化の推進、ひいては災害・感染症拡大時におけるBCPの推進
- ✓ デジタル化による効率化、事務処理負担の軽減・利便性向上
- ✓ 銀行への持ち込み、銀行印押印等の手間の削減
- ✓ 紛失リスクや書面回送による事務処理工数の削減、ひいては事務処理期間の短縮
- ✓ 電子化による様式統一
- ✓ 書面保管スペース削減

● 半面、慎重に対応すべき事由

- ✓ eLTAXの1社1ID問題による権限設定の問題（大会社での内部統制の問題）
- ✓ これまで支店・現場で処理→本社での一括処理への社内体制変更が必要になるなど、電子化に伴い社内体制の再構築が必要になることへの対処
- ✓ 一部の公金のみが電子化することによる、eLTAX利用可/不可の判別作業発生
- ✓ 代理人による納付など現在可能な対応の幅が狭まることへの懸念

● 導入にあたっては

- ✓ 特に道路占有料、行政財産使用料などは全国一律の展開であるため、時機を逃さず早期のご対応をお願いしたい
- ✓ 予約受付（納付期日に自動で引き落としされる設定）を可能にしていきたい
- ✓ 複数申請をしているとき等に突合が容易になるよう、占用許可書番号等の情報を同時にいただきたい
- ✓ 旧来の書面納付とデジタル利用との双方を選択できるようにしていきたい。

公金納付プロセスの現状とデジタル化後の姿①

- QRコードの導入により、金融機関への訪問、支払いが不要となり、処理の利便性が向上
※地方税においては令和5年4月より既に「地方税統一QRコード」を導入済み

【各自治体】 納付情報の通知

【企業】 支払処理

1. 紙処理

(現状)

- 公金は、**納付書を紙で発行**し納付情報を通知
- 職員が**出勤**して、封入・送付

- 職員が納付書受取りのために**出社**
- 金融機関を訪問、**紙による処理**
(金融機関側も**出社**、**紙による処理**)

金融機関の訪問、およびそのための出社が必須となる

2. QR

※現在、公金への導入を総務省様にて検討中

導入時期
令和8年9月

- 職員が納付書受取りのために**出社**
- その後支払処理は**QRコードを読み込むこと**で支払処理を行う

個人等においては、QRコードを利用することで金融機関への訪問が不要になり、利便性向上

公金納付プロセスの現状とデジタル化後の姿②

- しかし、QRコードの導入によっても、未だ紙での処理を前提としており、利便性向上の余地がある。
- 通知から支払いまでを電子的に完結できる形が望ましい。

⇒**地方税通知のデジタル化等に関する検討の示唆も得つつ、公金でも検討を。**

【各自治体】 納付情報の通知

【企業】 支払処理

2.QR

※現在、公金への導入を総務省様にて検討中

導入時期
令和8年9月

- ・ 公金は、**納付書を紙で発行**し納付情報を通知
- ・ 職員が出勤して、封入・送付

- ・ 納付書の発行、送付のための出勤が必要
- ・ 書面の発行、郵送コストが発生

- ・ 職員が納付書受取りのために出社
- ・ その後支払処理はQRコードを読み込み行う

- ・ 依然として紙での処理を前提
- ・ QRコードの読み取り件数の発生
- ・ 自治体ごとの様式の不統一のリスクによる処理の手間

3.デジタル化

(通知を含めた完全なデジタル化)

最終的に
目指すべき姿

- ・ 納付情報を直接電子的に通知

- ・ 職員が出勤しての封入・送付作業が削減
- ・ 紙の発行、郵送コストの削減
→自治体の皆様のコスト削減に

- ・ 職員は電子的に納付情報を受け取り、そこから直接支払処理を行う。

- ・ 納付書受け取りのための出社やQRコードの読み込み作業が不要
- ・ 自社内での電子的処理がより容易に
⇒テレワーク推進、業務効率化に

公金納付プロセスのデジタル化に向けて

「令和5年3月30日 地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」より抜粋

1. 地方公共団体が公金納付にeLTAXを活用できるようにするための取組

地方公共団体（中略）が収入する公金（中略）については、地方公共団体の判断により、eLTAX（中略）を活用する方法で地方税共同機構にその収納の事務を行わせることができるものとし、住民・民間事業者等のニーズを踏まえた様々な公金納付の場面においてこの方法を活用することができる環境整備を図るものとする。このため、以下の関係法令について所要の措置を行う方向で検討を進める。

なお、eLTAXを活用した公金収納については、住民・事業者の公金納付の煩雑さを生じさせないため、令和5年4月から地方税の収納について導入される「地方税統一QRコード」を使用する方法等、地方税と同様の方法に統一することを基本とする。

(中略)

5. 今後の取組のスケジュール

本方針に基づく所要の取組については、地方公共団体等の意見を聞きながら具体化に向けた検討を進めるものとし、令和5年度上期に実施方針を決定し、当該実施方針に基づき、令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指す。併せて、eLTAXや地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行の目標時期が令和7年度末までとされていることにも留意して、遅くともeLTAXの次期更改時期とされた令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指す。

なお、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについては、各地方公共団体において公金システムの改修を行う必要があることを踏まえて、開始時期を検討することとする。

公金納付プロセスのデジタル化に向けて

「令和5年6月1日 規制改革推進会議 規制改革推進に関する答申」より抜粋

ウ 地方公共団体への公金納付等のデジタル化

＜基本的考え方＞

（略）昨年12月に、地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議が立ち上がり、本年3月に「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針」が決定されたところである。

同方針において、遅くとも令和8年9月にはe L T A Xを活用した公金収納の開始を目指すこととされており、システム改修作業や所要の法令上の措置を講ずるなど、デジタル庁及び総務省を中心とした継続的な検討を進めていく必要がある。その際、民間事業者からの道路占用料及び行政財産使用料等の取扱いに関する意見や地方公共団体等からの業務効率化・合理化に係る意見等を踏まえ、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとするものの納付については、事業者が自由に公金の窓口納付又はオンライン納付の手続を選択することが可能となるよう、地方公共団体が共通の仕組みによりe L T A Xを活用できるようにすることについて検討を行う必要がある。（中略）また、納付のみにとどまらず、納付通知から納付までを全て電子的に対応することについても検討を進める必要があると考える。

＜実施事項＞

（中略）

b デジタル庁及び総務省は、民間事業者からの各種公金の取扱いに関する意見や地方公共団体等からの業務の効率化・合理化に係る意見等を踏まえ、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについて、公金納付者がいずれの地方公共団体に対してもe L T A Xを活用して納付を行い関係者の業務効率化を図ることができるようにするため、その公金収納の開始時期等の検討を速やかに行い、一定の結論を得る。

地方公金のデジタル化に向けた提言

2023年6月8日

一般社団法人全国銀行協会

〈目次〉

1. 地方公金のデジタル化を巡る状況	P. 2
2. 地方公金の窓口納付における現状と課題	
1-1. 納付者	P. 3
1-2. 金融機関	P. 4
1-3. 地方団体	P. 5
3. 地方公金のデジタル化に向けた提言	P. 6
Appendix	P. 7

1. 地方公金のデジタル化を巡る状況

- 地方公金のデジタル化を巡っては、各地方団体において、ペイジー、クレジットカード納付、スマートフォン決済アプリ、口座振替（口座振替依頼書の電子提出サービスを含む）等の導入が進み、収納手段の多様化が進展
- 一方、全国的には、関係者におけるコストの高い窓口納付も、依然として多く利用されている

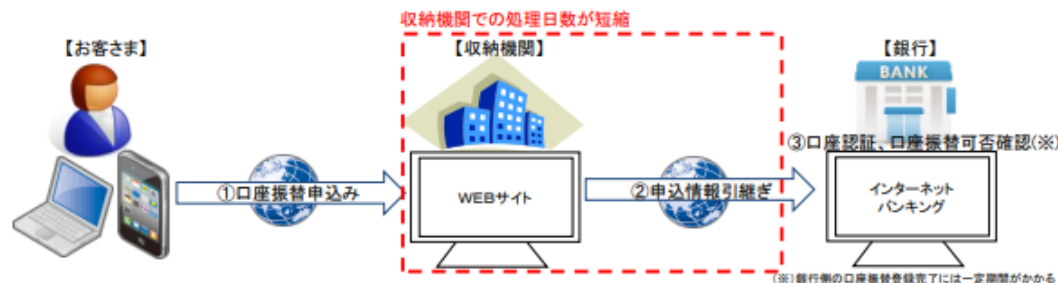
地方団体におけるキャッシュレス決済の導入例

地方団体	対象の地方公金	キャッシュレス決済方法
豊橋市	上下水道料金	コンビニ支払い・請求書払いでモバイル決済サービス（LINEPay、PayPayなど）を利用可
宇部市	国民健康保険料	PayB（H30年8月導入）、PayPay／LINEPay（R2年4月）、クレジットカード（R2年10月）

2021年3月_経済産業省・一般社団法人キャッシュレス推進協議会「公共施設・自治体窓口におけるキャッシュレス決済導入手順書（第2版）」にもとづき全銀協作成

【参考】口座振替依頼書の電子提出サービス（＝ウェブ口座振替サービス）とは

- 個人顧客がPCまたはスマートフォン等により、収納機関のウェブサイトを経由して、顧客が口座を有する金融機関のインターネットバンキングにアクセスし、口座振替の手続きを行うことができる。
- 申込みから契約手続きまでオンライン・ペーパーレスで利用が可能。インターネットバンキングのログインパスワード、またはキャッシュカードを用いた暗証番号による認証により、記名・押印が不要。



2-1. 地方公金の窓口納付における現状と課題（納付者）



- 移動、書類記入、待ち時間等、納付書（紙）での窓口収納は**納税者にもコストが生じている。**
- 対面での手続きは**新型コロナウイルス感染症の観点においてもリスクがある。**

■納付書の基本的な構造

- ①納税済通知書（済通）
⇒銀行から自治体へ送付
- ②納付書（原符）
⇒銀行で保管
- ③領収証書
⇒窓口受付の際に納税者へ返却

自治体によって書式はバラバラ



■神奈川県Y支店の振込・納税窓口の様子

緊急事態宣言下でも多数の来店客
入場制限をしておりロビー外の階段まで行列が続く（撮影時の待ち時間は40分）

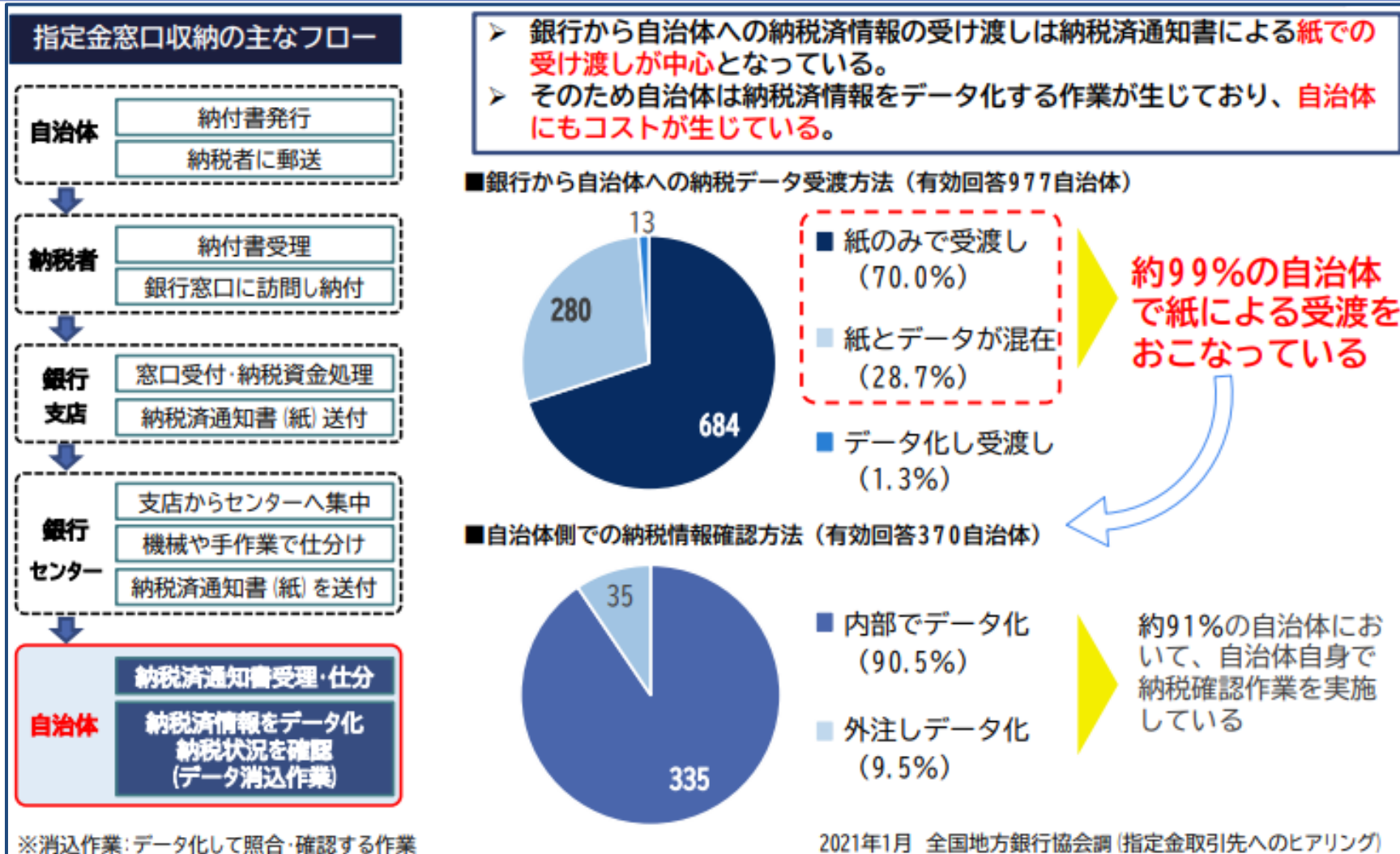


2-2. 地方公金の窓口納付における現状と課題（金融機関）



2021年2月16日「第8回規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ」全国地方銀行協会提供資料より抜粋

2-3. 地方公金の窓口納付における現状と課題（地方団体）



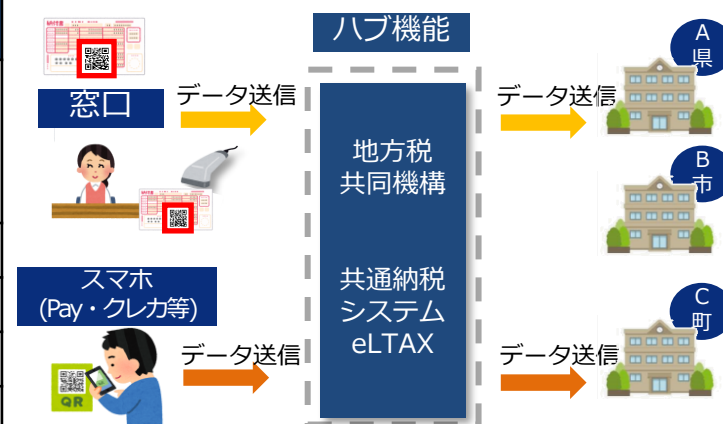
2021年2月16日「第8回規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ」全国地方銀行協会提供資料より抜粋

3. 地方公金のデジタル化に向けた提言

- eLTAXおよび地方税統一QRコード（eL-QR）を活用した地方公金のデジタル化は、納税者の利便性向上・社会的コスト削減・既存インフラの効用最大化の観点から極めて有効な取組み。収納件数が多い公金については、全地方団体で活用が義務化されるとともに、件数の多寡によらずあらゆる公金において活用されることが望ましい
- 金融機関における窓口納付が一定数あり、eLTAXを通じた納付の対象とすることによる関係者の効率化効果が比較的大きいと思われる公金としては、国民健康保険料をはじめとする各種保険料、学校関係費用、住宅使用料、上下水道料金が挙げられる

金融機関窓口納付が一定数ある（=eLTAX納付対象化による関係者効率化効果が比較的大きいと思われる）公金

主な公金	所管省庁 (想定)	主な公金	所管省庁 (想定)
国民健康保険料	厚生労働省	住宅使用料	国土交通省
後期高齢者医療保険料		土地賃貸料	
介護保険料		道路占用料	
保育園保育料		下水道料金	国土交通省・総務省
水道料金	厚生労働省・総務省	放置違反金	警察庁
幼稚園使用料	文部科学省	認定こども園利用料	内閣府
高校授業料		ごみ処理券	環境省
学校給食費			

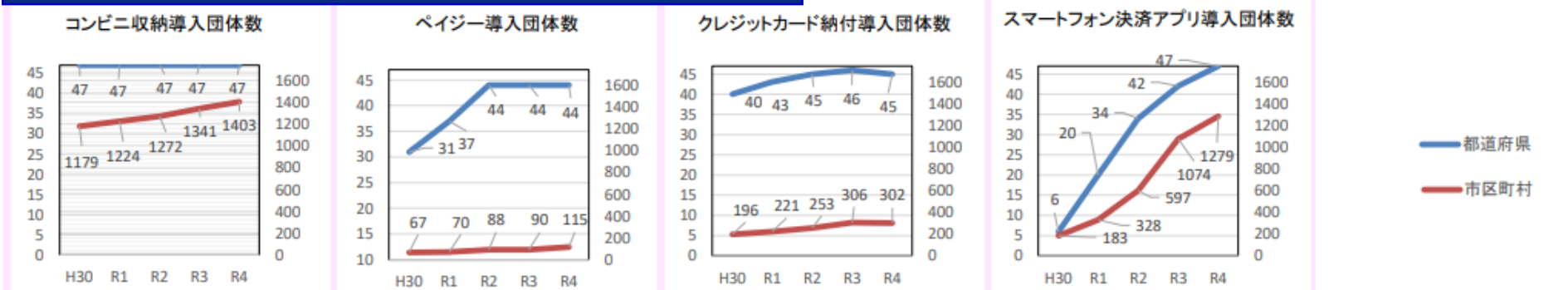


Appendix① 地方税のデジタル化を巡る状況

- 地方税は、自動車税、個人住民税、固定資産税、軽自動車税等の税目を中心に、各地方団体による収納手段の多様化が進展
- 一方、キャッシュレス納付比率は約3割で、依然として関係者のコストの高い窓口納付が中心

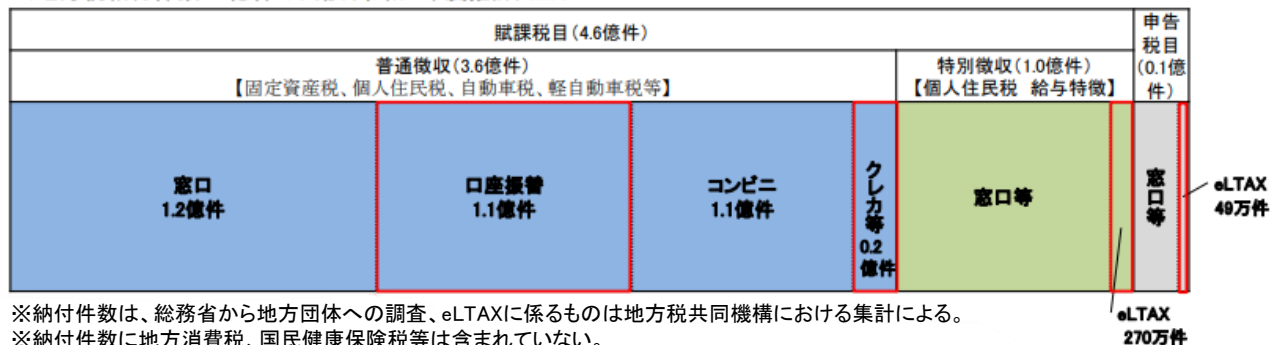
収納手段別の導入団体数の推移（各年7月1日時点）

総務省資料「地方税における収納・徴収に関する取組について」（2023年2月）より抜粋



地方税における納付件数の内訳及びキャッシュレス納付比率（令和2年度推計）

<地方税納付件数4.7億件の内訳（令和2年度推計）※>



→納付件数の約28%がキャッシュレス納付比率（図の赤枠部分）

2022年10月19日「納税環境整備に関する専門家会合」総務省提供資料より抜粋

※納付件数は、総務省から地方団体への調査、eLTAXに係るものは地方税共同機構における集計による。
※納付件数に地方消費税、国民健康保険税等は含まれていない。

Appendix② 地方税統一QRコード（eL-QR）による効率化効果

- 2023年4月から、地方税統一QRコード（eL-QR）による収納が開始。基本4税目について納税者・地方団体・金融機関の手続きが大きく効率化
- 2024年度からは、その他の地方税の納付書にも、原則QRコードを印字することとされている

地方税統一QRコードによる納付を巡る関係者の声

納税者 (企業)	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方税お支払サイト」を利用した納付は非常に楽。QRコードリーダーを利用した読み取りは一瞬だし、合計金額が自動で算出されて非常に便利。感動した（従来は自分たちで集計・リスト化を行っていた）【A社】 ・JNKS（自動車税納付確認システム）や軽JNKSのことも認識がなく、紙の納税証明書が必要だと思っていた。これを機に自動車税の納付も電子納税に切り替えたい【A社】 ・支払方法としては「ダイレクト納付（口座振替）」が便利だと思う。これを機に、eLTAXのIDについても取得を検討したい【A社】 ・全国の事務所から納付書が届き、それを集計して納付手続を行うと、いつも納付期限ぎりぎりになっていて、事務負担を感じていた。銀行に行かずオンラインで納付ができて、集計作業も簡略化されるのは非常に便利【B社】 ・「地方税お支払いサイト」では、支払までのステップが多い。UIを改善してほしい【C社】 ・大量の納付書のQR読込に負担感を感じる。一度に大量に読込める仕様にしてほしい【D社】 ・納税時には車両番号等で、保有資産毎に消込確認を実施している。QRに車両番号等明細を特定可能な情報を格納し、ダウンロードしたデータ上で消込確認ができるようにしてほしい【E社】
-------------	--

金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ店業務が明確に減っている実感がある。かなり効率化された。 ・QRコード付納付書の場合は、店頭受付時に地方公金便覧（収納代理契約のある先について、受付上の注意点等が一覧化された行内資料）の確認等が不要となったほか、延滞金の計算等もないため非常に効率的。 ・なぜ4税目しかできないのかと顧客から問合せを受けることがある。早く他税に広げてほしい。
地方団体	<ul style="list-style-type: none"> ・いままで、会計課が納付済通知書をOCR読取りし、納税課にそのデータを連携していたが、会計課の作業がなくなった。 ・納付済通知書の仕分け・データ化が不要となるほか、保管のコストの削減に繋がるだろう。納税ピーク後、効果検証をしていくつもり。

個別銀行に対するヒアリングをもとに全国銀行協会作成

その他の地方税に対する活用方針

●地方税納付書への原則QRコード印字：2024年度から

（参考）銀行窓口での年間納付件数：2.4億件（2019年度）
2023年度から地方税統一QRコード印字を必須としている4税（固定資産税等）に加えて、その他の地方税（確定税額通知分）の納付書についても、原則QRコードを印字することとし、納税者の利便性向上や、金融機関窓口等での地方税徴収の事務負担軽減を目指す。

2022年12月21日「第6回デジタル臨時行政調査会」「デジタル原則を踏まえた工程表の確定とデジタル規制改革推進のための一括法案について」より抜粋

Appendix③ あらゆる税・公金等に対するQRコード活用可能性に関する考察

機関	分類		具体例	QR可能性	印字状況	現状・課題
地方団体	地方税	4 税目	固定資産税、 都市計画税、 自動車税種別割、 軽自動車税種別割	可能	済	<ul style="list-style-type: none"> すべての地方団体(※)が2023年4月から地方税統一QRコード印字開始 ※一部の対応未了の地方団体を除く
		その他税目	不動産取得税、 個人住民税（普通徴収）	可能	順次 拡大	<ul style="list-style-type: none"> 金額が確定するものには活用可能。多くの地方団体で活用が検討されている状況 2024年度から原則印字
		申告税・特別徴収	事業所税、 法人住民税	困難	未	<ul style="list-style-type: none"> 納税者が納付書を作成するためQR印字は困難 電子申告・納付の義務化も見据え、eLTAX等の電子納付の利用促進が必要
	地方公金（料金）		国民健康保険料、 介護保険料	可能	未	<ul style="list-style-type: none"> 金額が確定するものにはQR印字の可能性 全地方団体がeLTAXに接続しており、「地方税統一QRコード」を用いたeLTAX納付スキームの活用が可能
国	国庫金	国税	法人税、消費税、 所得税、相続税	困難	未	<ul style="list-style-type: none"> 納税者が納付書を作成するためQR印字は困難 電子申告・納付の義務化も見据え、e-Tax等の電子納付の利用促進が必要
		歳入金 （国税以外）	厚生年金保険料、 国民年金保険料	可能	未	<ul style="list-style-type: none"> 金額が確定するものについてはQR印字の可能性あり MPN一括伝送に各省庁が対応することで窓口納付可能
民間	公共料金		電気料金、ガス料金	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 民間×民間の個別契約の範疇。 法令改正は不要なものの、スキームを構築するところから対応が必要



一般社団法人

全国銀行協会



ペイジー収納サービス eLTAXを活用した公金収納とMPNについて

地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会
第1回(2023年6月8日)

日本マルチペイメントネットワーク運営機構(JAMMO)
日本マルチペイメントネットワーク推進協議会(JAMPA)

1. eLTAXを活用した公金収納のご検討におけるお願い

○お願い

eLTAXを活用した収納の対象となる公金が決定される際には、公金の種類(数)、公金ごとの利用見込み件数(概算)やピーク性の有無などのデータをご提供いただくと、大変助かります。

○背景

(1)eLTAXを活用した公金収納とMPNについて

「eLTAXを活用した公金収納については、住民・事業者の公金納付の煩雑さを生じさせないため、(略)『地方税統一QRコード』を使用する方法等、地方税と同様の方法に統一することを基本とする」とされております。(※)

よって、地方税統一QRコードと同様に、金融機関からeLTAXへの納付情報の伝送にはMPNが利用されると理解しております。

※ 地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について

(令和5年3月30日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定)

1. 地方公共団体が公金納付にeLTAXを活用できるようにするための取組

地方公共団体(都道府県及び市区町村をいう。以下同じ。)が収入する公金(地方税以外の公金をいう。以下同じ。)については、地方公共団体の判断により、eLTAX(地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステム)を活用する方法で地方税共同機構にその収納の事務を行わせることができるものとし、住民・民間事業者等のニーズを踏まえた様々な公金納付の場面においてこの方法を活用することができる環境整備を図るものとする。このため、以下の関係法令について所要の措置を行う方向で検討を進める。

なお、eLTAXを活用した公金収納については、住民・事業者の公金納付の煩雑さを生じさせないため、令和5年4月から地方税の収納について導入される「地方税統一QRコード」を使用する方法等、地方税と同様の方法に統一することを基本とする。

1. eLTAXを活用した公金収納の検討におけるお願い

○背景

(2)MPNセンタの性能要件への影響について

- ・eLTAXを活用する公金に、納付時期にピークがある公金や、件数が非常に多い公金がある場合、MPNセンタの性能拡張が必要となることが懸念されます。
- ・MPNには、中核センターであるMPNセンタがあり、金融機関からの納付情報を収納機関に中継する機能、1日分の納付金額を集計するクリアリング機能を提供しています。
- ・このMPNセンタは、2025(令和7)年1月に次期センタへ更改します。更改にあたり、次々期センタ更改(2031年頃)までの間の性能を確保するため、2030年までのMPNの利用件数を見積もり、次期センタの性能要件を算出しています。そのため、この性能要件を超える場合、性能拡張が確保できないと取扱いが困難となってしまいます。

1. eLTAXを活用した公金収納の検討におけるお願い

○背景

(3)MPN「税目・料金番号」との関係について

- ・eLTAXを活用する公金の数が多くなる場合、割当て可能な「税目・料金番号」が不足することが懸念されます。(現在、割当て可能枠は最大で80程度)

(現状)

- ・MPNの仕様では、税や料金ごとに「税目・料金番号(3桁整数)」を割当て、料金番号は2つの体系としており、全国统一で使用できる料金番号は付番済み12個、空き約80個となります。

全国统一で使用できる料金番号 : 200番台(201~294まで)

地公体が任意で使用できる料金番号: 300~900番台

201	水道使用料
202	下水道使用料
203	水道使用料・下水道使用料
204	国民健康保険料
205	介護保険料
206	後期高齢者医療保険料
211	自動車保管場所証明申請手数料
212	自動車保管場所標章交付手数料
213	自動車保管場所証明申請手数料(OSS)
214	自動車保管場所標章交付手数料(OSS)
221	放置違反金
222	x(宅建業電子申請システムで扱う手数料) xに該当する具体的な名称は以下の通り。 宅建業新規免許手数料、宅建業更新免許手数料、宅建業免許換手数料、免許証書換交付申請手数料、免許証再交付申請手数料、主任者登録申請手数料、主任者登録移転申請手数料、社員身分得喪報告等手数料

1. eLTAXを活用した公金収納の検討におけるお願い

○背景

(3)MPN「税目・料金番号」との関係について(続き)

(対応案)

- ・増枠を図るためには、MPNの仕様を変更し、現在、地公体が任意で使用できるとしている番号(300～900番台)を全国統一で利用する番号に振り直す対応案が考えられます。(最大700程度の増枠可)
- ・ただし、本対応を図る場合には、既存のペイジー収納サービス利用機関への影響を確認する必要があり、特に地公体において現在利用中の番号の有無、現在利用中の番号を利用不可とした場合の対応可否、対応期間等の確認は必須とされますので、本検討会や総務省行政課様を通じて地公体への調査・方針取りまとめを実施いただくと、MPNでの検討も可能となります。
(「税目・料金番号」の仕様の詳細は次ページ以降をご参照ください)

2. (参考)税目・料金番号の体系について

- ・MPN仕様では、地公体は、金融機関から通知されたキー情報(収納機関番号、納付番号、確認番号、納付区分)を用いて納付情報を特定するとしています。
- ・金融機関において、一括伝送方式では金融機関が納付書のOCRやQRを読み取り、伝送データにキー情報を設定します。オンライン方式では、利用者が納付書記載のキー情報をIB画面やATMに入力します。
- ・地公体では、税目・料金番号はキー情報の一部として納付情報の特定に利用するほか、納付情報の仕訳といった内部処理に活用されています。

(出典)MPNサービス仕様書 別冊地公体業務編 p31

(B)照会依頼キー情報

金融機関チャネルから入力を行なうキー情報を以下のように規定する。

地公体は、金融機関から通知されたこれらの情報を用いて納付情報を特定する。

表2. 3-6 照会依頼キー情報一覧

照会依頼キー情報	概要
収納機関番号	収納機関を特定する番号。番号体系等詳細を後記(B')に示す。
納付番号	納付区分(税目・料金種類)ごとに付与される、課税客体・料金徴収対象等を特定する番号。現行納付書等に印字されている番号を原則継続使用可能である。納付者の操作性を考慮し、なるべく短い桁数とすることが望ましい。
確認番号	「収納サービスの利用条件(2. 3. 1(5)サービス利用条件)」を地公体側において認証するための番号(※参考)。定義と利用方法に関する詳細を後記(C)に示す。
納付区分	収納対象の税目・料金種類を示す区分(税目・料金番号)。申告税の場合、申告区分・課税期間の入力が必要なケースがあるため、「税目・料金番号」に続けて入力可能とし、合わせて「納付区分」とする。詳細を後記(C')に示す。

地方税共同機構
は13800

2. (参考)税目・料金番号の体系について

税目・料金番号はMPNで標準化を行っています。ただ、地公体固有の税目・料金番号を任意に付与可能な体系としています。

MPN統一の税目・料金番号については、税目・料金名称および略称名を規定し、画面表示・レシート印字等は、その名称を用いることとしています。

(税目・料金番号の体系)

税目・料金番号は3桁とし、頭1桁を以下の通り識別として用いる。

- 1 :MPN統一(地方税)
- 2 :MPN統一(各種料金)／MPN統一(地方税)
※ 各種料金は 201から昇順で、地方税は299から降順で番号を割り当てる。
- 3～9 :地公体任意
(※税目・料金番号を含む納付区分の使用可能文字は数値のみ)

(付番状況)

全国統一で使用できる料金番号は、200番台のみであり、また、200番台のうち、295～299は地方税にすでに割り当てています。

300～900番台は、各地公体が任意に使用することができ、JAMMO・JAMPAでは管理をしていないため、どのように使用されているかは不明です。

3. (参考)税目・料金番号の付番について

・MPN統一の税目・料金番号体系 ～「MPN統一(各種料金)」

税目・ 料金番号	名称	略称名			
		全角4文字以内	全角5文字以内	半角8文字以内	半角10文字以内
201	水道使用料	水道料	水道料金	スイドウ	スイドウリョウ
202	下水道使用料	下水道料	下水道料金	ゲスイドウ	ゲスイドウリョウ
203	水道使用料・下水道使用料	上下水道	上下水道料	ジヨウゲスイ	ジヨウゲスイ
204	国民健康保険料	国保料	国民健保料	コクホリョウ	コクホリョウ
205	介護保険料	介護保険	介護保険料	カイゴホケン	カイゴホケンリョウ
206	後期高齢者医療保険料	後期高齢	後期高齢者	コウキコウレイ	コウキコウレイシャ
207～210	(予備)				
211	自動車保管場所証明申請手数料	保管証明	保管証明料	ホカンシヨウメイ	ホカンシヨウメイ
212	自動車保管場所標章交付手数料	標章交付	標章交付料	ヒョウシヨウ	ヒョウシヨウコウフ
213	自動車保管場所証明申請手数料(OSS)	保管証明	保管証明料	ホカンシヨウメイ	ホカンシヨウメイ
214	自動車保管場所標章交付手数料(OSS)	標章交付	標章交付料	ヒョウシヨウ	ヒョウシヨウコウフ
215～220	(予備)				
221	放置違反金	放置違反	放置違反金	ホウチイハンキン	ホウチイハンキン
222	X(宅建業電子申請システムで扱う手数料) *	宅建	宅建手数料	タクケン	タクケンテスウリョウ
223～	(予備:地方税と各種料金で共有)				

*税目料金番号「222」の「X」に該当する具体的な名称は以下の通り。

宅建業新規免許手数料、宅建業更新免許手数料、宅建業免許換手数料、免許証書換交付申請手数料、免許証再交付申請手数料、主任者登録申請手数料、主任者登録移転申請手数料、社員身分得喪報告等手数料

※料金については、様々なバリエーションが想定され、また、地公体によって呼称も様々であると思われるため、最低限共通と思われるもののみMPN統一で規定し、基本的には「地公体任意」の範囲を使用する方針とする。

3. (参考)税目・料金番号の付番について

200番台の一部は税に付番済みです。

・MPN統一の税目・料金番号体系 ～「MPN統一(地方税)」その6

税目・ 料金番号	名称	略称名			
		全角4文字以内	全角5文字以内	半角8文字以内	半角10文字以内
～294	(予備:地方税と各種料金で共有)				
295	xたばこ税(eLTAX電子納税)	xたばこ	xたばこ税	タバコセイ	タバコセイ
296	yたばこ税(eLTAX電子納税)	yたばこ	yたばこ税	タバコセイ	タバコセイ
297	ゴルフ場利用税(eLTAX電子納税)	ゴルフ場	ゴルフ場税	ゴルフジョウ	ゴルフジョウ
298	入湯税(eLTAX電子納税)	入湯税	入湯税	ニユウトウセイ	ニユウトウセイ
299	宿泊税(eLTAX電子納税)	宿泊税	宿泊税	シユクハクセイ	シユクハクセイ

・名称中および略称中のxおよびyには次の1文字が該当する。 x:都、道、府、県のいずれか y:市、区、町、村のいずれか

4. (参考)Pay-easy(ペイジー)とは

マルチペイメントネットワーク(MPN)とは、**金融機関が共同で構築・運営している決済ネットワーク**です。

Pay-easy(ペイジー)はマルチペイメントネットワークを活用したサービス名称です。

国税・地方税、公共料金、保険料やインターネットショッピングの購入代金などを、パソコン、スマートフォン、ATMから「いつでも・どこでも・かんたんに」支払えるようにする電子決済サービス、

それが『**Pay-easy(ペイジー)**』です。



※1金融機関…銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農漁協

※2収納機関…官公庁、地方公共団体(以降、地公体)、地方税共同機構、民間企業

地公体の導入状況(2023年4月現在)

(1) 独自導入されている地公体: 都道府県**47団体**、市区町**72団体** 計**119団体**

(2) eLTAXの地方税共通納税システムを利用する全国の地公体

4. (参考) ペイジー収納サービスの概要

＜ペイジー収納サービス 収納シーンに合わせた各種方式＞

(1) 納付書を用いた支払い



オンライン方式

(2) 電子申請・申告等と連動した支払い



情報リンク方式

(注) 電子申請・申告に伴う納付をオンライン方式により行なうことも可能です。

(3) 金融機関窓口での支払い
(OCR・QR一括処理)



一括伝送方式

(注) 現在、国庫金では採用されていない

(4) オンライン、リアルタイムの口座振替



ダイレクト方式

4. (参考)地方税QRとペイジー収納サービスについて

- ・地方税におけるQRコード規格に係る検討会において、地方税統一QRによる金融機関窓口における収納において、金融機関からeLTAXへ納付情報の伝送経路として、マルチペイメントネットワーク(MPN)が採用されました(一括伝送方式)。
- また、eLTAX操作による納付やお支払いサイトを経由したインターネットバンキングからの納付、ダイレクト納付でもペイジー収納サービスが利用されています(オンライン方式、情報リンク方式、ダイレクト方式)。
- ・金融機関からeLTAX間の伝送データはMPNの仕様に沿って作成いただいています。

金融機関窓口収納の場合のデータ伝送経路

(出典)地方税におけるQRコード規格に係る検討会 取りまとめ(令和3年6月) p11

